公益社団法人日本ライフル射撃協会通報相談窓口利用要領

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益社団法人日本ライフル射撃協会(以下「当協会」という。)では、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保するために「日本ライフル射撃協会通報相談窓口」を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

2. 通報相談窓口の設置

通報対象事項に関する通報相談窓口は、以下の外部機関に設置する。なお、通報相談等が当協会事務局にあった場合は、速やかにその旨を通報相談窓口に連絡する。

新座中央通り法律事務所 菊川 洋(きくがわ ひろし)弁護士 <連絡先>

〒352-0001 埼玉県新座市東北二丁目 12番7号 プルミエ 202

電 話:048-470-1070 (平日午前10時から午後5時まで)

FAX: 048-470-1071

電子メール: info@niiza-law.com

※弁護士不在時は、折り返し連絡いたします。

3. 通報相談等の方法

- (1) 通報相談窓口の利用方法は、面会・書面・電話・FAX・電子メールとする。
- (2) 通報相談窓口の連絡先は、当協会ホームページ等に掲載し、その周知徹底を図る。
- (3) 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容となる事実を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いが生じないよう取り進めることを説明する。
- (4) 通報相談窓口の利用は、匿名で行うことを妨げない。但し、この場合であっても、通報窓口の利用者は、必要に応じて通報相談窓口からの連絡手段を確保するように努めなければならない。
- (5) 通報相談窓口は、前項但し書による利用者の連絡先が確保出来ないことによって、事実 関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除 される。

4. 通報相談窓口の利用者

通報相談窓口の利用者は、当協会の選手及びスタッフ、それらの親権者や代理人等これに 準ずる者、当協会の加盟団体、同団体の会員、当協会の会員及び職員とする。

5. 通報対象事項

- (1) 通報相談窓口が受け付ける通報の範囲は、当協会(当協会役職員並びに当協会の事業に 従事するその他の者を含む。)及び当協会加盟団体(当協会加盟団体役職員並びに当協 会加盟団体の事業に従事するその他の者を含む。)についての法令違反、またはそれに 準じる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等の行為並びに、私怨、誹 誇中傷、不平不満に関するものは除く。
- (2) 前項による反社会的行為には、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメントを含む。
- (3)通報相談は、通報対象事項の事実があると信じるに足りる相当な根拠を通報者が示して行うこと。

6. 通報相談窓口での取扱い

- (1)通報相談窓口は、通報対象事項の事実調査の必要性について検討し、事実調査に取り組む場合は倫理委員会に付託する。
- (2) 当協会加盟団体に通報窓口等が設置されている、あるいは当該加盟団体の理事会による 通報案件の調査、当事者間での和解協議等により十分に対応出来得る案件であると、倫 理委員会において判断し、当該加盟団体の理事会処理に委ねた場合は、当協会倫理委員 会による調査は見合わせ、その旨理由を付して利用者に通知する。ただしこの通知に対 して、利用者が通知後14日以内に通報相談窓口に当該加盟団体の理事会への処理委託 について不服を申し立てた場合は、倫理委員会にてその内容を審査のうえ、当該加盟団 体への委託を取り止め、倫理委員会で調査、および必要な審議を実施する。
- (3) 前項により、当協会加盟団体に対応を求める場合は、客観的立場からの事実確認と適切な対応を指導し、その結果報告を求める。
- (4)通報相談窓口に寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。

7. 通報対象事項の事実調査

- (1)倫理委員会は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮 の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者 等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

8. 調査結果

調査の結果、不当行為等が明らかになった場合は、速やかに相当な是正措置その他適切な措置 及び再発防止対策を講じる。

9. 是正措置

是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮

し、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を通知する。

10. 利用者の保護

- (1) 当協会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いをしない。
- (2) 当協会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、または加盟団体にこれを執らせなければならない。
- (3) 当協会は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なったものが居た場合は、倫理規定及び加盟団体守則に従って相当な処分を科す。

11. 個人情報の保護

- (1) 当協会及び本業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。
- (2) 当協会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、倫理規定に従って相当な処分を科す。

12. 公表

当協会は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、通報相談窓口利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮の上、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表する。

- 附則 本要領は、公益社団法人日本ライフル射撃協会通報相談処理規程の施行の日(平成25年 5月18日)から施行する。
 - 2 本要領は2020年2月22日に改訂し同日施行する。
 - 3 本要領は2022年5月28日に改訂し同日施行する。(通報相談窓口担当法律事務所 変更)